県 紋 章

群馬県報

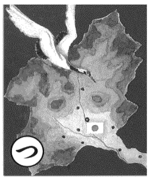

つる舞う形の群馬県／上毛かるた

平成３０年３月２７日（火）　号　外（第６号）

■　目　　次

ページ

規　　　則

○群馬県公立大学法人の業務運営並びに財務及び会計に関する規則（総務課）　2
○群馬県旅費支給規則の一部を改正する規則（人事課）　5
○群馬県公有財産事務取扱規則の一部を改正する規則（管財課）　5
○群馬県立女子大学学則を廃止する規則（女子大学）　5
○群馬県立女子大学大学院学則を廃止する規則（同）　5
○群馬県保健師助産師看護師准看護師修学資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則（医務課）　5
○群馬県立障害者リハビリテーションセンターの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則（障害政策課）　6
○群馬県立ふれあいスポーツプラザの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則（同）　6
○群馬県立ゆうあいピック記念温水プールの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則（同）　7
○群馬県国民健康保険事業費納付金の徴収に関する規則（国保援護課）　7
○群馬県立県民健康科学大学学則を廃止する規則（県民健康科学大学）　9
○群馬県立県民健康科学大学大学院学則を廃止する規則（同）　9
○群馬県鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律関係手数料条例施行規則（自然環境課）　9
○主要農作物種子法の実施に関する条例施行規則を廃止する規則（蚕糸園芸課）　１１

訓　　　令

○行政県税事務所及び自動車税事務所県税事務検査規程の一部を改正する訓令（税務課）　１１

■ 規則

群馬県公立大学法人の業務運営並びに財務及び会計に関する規則をここに公布する。
平成三十年三月二十七日
群馬県知事　大澤正明

群馬県規則第十四号
群馬県公立大学法人の業務運営並びに財務及び会計に関する規則

（趣旨）
第一条　この規則は、地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号。以下「法」という。）の規定に基づき、群馬県公立大学法人（以下「法人」という。）の業務運営並びに財務及び会計に関し必要な事項を定めるものとする。
（役員との意思疎通等）
第二条　監事は、その職務を適切に遂行するため、次に掲げる者との意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めなければならない。
一　法人の役員（監事を除く。次条並びに第四条第三号及び第四号において同じ。）及び職員
二　前号に掲げる者のほか、監事が適切に職務を遂行するに当たり意思疎通を図るべき者
2　前項の規定は、監事が公正不偏の態度及び独立の立場を保持することができなくなるおそれのある関係の創設及び維持を認めるものと解してはならない。
3　監事は、その職務の遂行に当たり、必要に応じ、法人の他の監事との意思疎通及び情報の交換を図るよう努めなければならない。
（監事の職務に係る体制の整備）
第三条　法人の役員は、監事の職務の執行のための必要な体制の整備について留意しなければならない。
（監査報告の記載事項）
第四条　法第十三条第四項に規定する監査報告には、次に掲げる事項を記載しなければならない。
一　監事の監査の方法及びその内容
二　法人の業務が、法令等（法令（県の条例、規則その他の規程を含む。）及び定款をいう。以下同じ。）に従って適正に実施されているかどうか及び中期目標（法第二十五条第一項に規定する中期目標をいう。以下同じ。）の着実な達成に向け効果的かつ効率的に実施されているかどうかについての意見
三　法人の役員の職務の執行が法令等に適合することを確保するための体制その他法人の業務の適正を確保するための体制の整備及び運用についての意見
四　法人の役員の職務の遂行に関し、不正の行為又は法令等に違反する重大な事実があったときは、その事実
五　監査のため必要な調査ができなかったときは、その旨及びその理由
六　監査報告を作成した日
（監事の調査の対象となる書類）
第五条　法第十三条第六項第二号の規則で定める書類は、この規則の規定により知事に提出する書類とする。
（業務方法書の記載事項）
第六条　法第二十二条第二項の規則で定める事項は、次のとおりとする。
一　業務委託の基準
二　競争入札その他契約に関する基本的事項
三　その他法人の業務の執行に関し必要な事項
（料金の上限の認可の申請）
第七条　法人は、法第二十三条第一項の規定により料金の上限の認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。
一　料金の種類及び上限
二　料金の上限の設定の根拠
三　料金の上限の範囲内において現実に徴収しようとする料金の額
四　料金の上限を変更しようとする場合にあっては、その理由
五　その他知事が必要と認める事項
（中期計画の認可の申請等）
第八条　法人は、法第二十六条第一項前段の規定により中期計画の認可を受けようとするときは、申請書に当該中期計画を添えて、当該中期計画の期間の開始の日の三十日前までに知事に提出しなければならない。
2　法人は、法第二十六条第一項後段の規定により中期計画の変更の認可を受けようとするときは、変更しようとする事項及びその理由を記載した申請書を知事に提出しなければならない。
（中期計画の記載事項）
第九条　法第二十六条第二項第七号の規則で定める事項は、次のとおりとする。
一　施設及び設備に関する計画
二　法第四十条第四項の承認を受けた積立金の使途
三　その他法人の業務運営に関し必要な事項
（年度計画の記載事項等）
第十条　法第二十七条第一項の年度計画には、中期計画に定めた事項に関し、当該事業年度において実施すべき事項を記載しなければならない。
2　法人は、前項の年度計画を変更したときは、変更した事項及びその理由を記載した届出書を知事に提出しなければならない。
（知事に提出する財務諸表）
第十一条　法第三十四条第一項の規則で定める書類は、キャッシュ・フロー計算書及び行政サービス実施コスト計算書（固定資産の減損に係る地方独立行政法人会計基準及び固定資産の減損に係る地方独立行政法人会計基準注解（平成二十年総務省告示第六百十九号）第一章第八に規定する行政サービス実施コスト計算書をいう。）とする。
（事業報告書の記載事項）

第十二条　法第三十四条第二項の事業報告書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。
一　次に掲げる法人に関する基礎的な事項
イ　目標、業務内容、沿革、組織図その他の法人の概要
ロ　事務所（従たる事務所を含む。）の所在地
ハ　資本金の額（前事業年度末からの増減を含む。）
ニ　在学する学生の数
ホ　役員の氏名、役職、任期、担当及び経歴
ヘ　常勤職員の数（前事業年度末からの増減を含む。）及び平均年齢
ト　非常勤職員の数
二　財務諸表の要約
三　次に掲げる財務に関する事項
イ　財務諸表に記載された事項の概要
ロ　重要な施設等の整備等の状況
ハ　予算及び決算の概要
四　次に掲げる事業に関する事項
イ　財源の内訳
ロ　財務情報及び業務の実績に関する事項
五　その他事業に関する事項

（財務諸表等の閲覧期間）
第十三条　法第三十四条第三項の規則で定める期間は、六年とする。

（残余に係る承認の申請）
第十四条　法人は、法第四十条第三項の承認を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。
一　法第四十条第三項の承認を受けようとする金額
二　前号の金額を充てようとする剰余金の使途
2　前項の申請書には、当該事業年度末の貸借対照表、当該事業年度の損益計算書その他知事が必要と認める事項を記載した書面を添付しなければならない。

（積立金の処分に係る承認の申請）
第十五条　法人は、法第四十条第四項の承認を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を当該中期目標の期間の次の中期目標の期間の最初の事業年度の六月三十日までに知事に提出しなければならない。
一　法第四十条第四項の承認を受けようとする金額
二　前号の金額を財源に充てようとする業務の内容
2　前項の申請書には、当該中期目標の期間の最後の事業年度（以下「期間最後の事業年度」という。）の事業年度末の貸借対照表、当該期間最後の事業年度の損益計算書その他知事が必要と認める書類を添付しなければならない。

（納付金の納付の手続）
第十六条　法人は、法第四十条第五項の規定により残余の額を納付しようとするときは、同項の規定による納付金の計算書に、当該期間最後の事業年度の事業年度末の貸借対照表、当該期間最後の事業年度の損益計算書その他の当該納付金の計算の基礎を明らかにした書類を添付して、当該期間最後の事業年度の次の事業年度の六月三十日までに、これを知事に提出しなければならない。ただし、前条第一項の申請書を提出したときは、これに添付した同条第二項に規定する書類を重ねて提出することを要しない。

（納付金の納付期限）
第十七条　前条の納付金は、当該期間最後の事業年度の次の事業年度の知事の指定する日までに納付しなければならない。

（短期借入金の認可の申請）
第十八条　法人は、法第四十一条第一項ただし書又は第二項ただし書の規定により短期借入金の借入れ又は借換えの認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。
一　借入れを必要とする理由
二　借入金の額
三　借入先
四　借入金の利率
五　借入金の償還の方法及び期限
六　利息の支払の方法及び期限
七　その他知事が必要と認める事項

（重要な財産の譲渡等の認可の申請）
第十九条　法人は、法第四十四条第一項の規定により重要な財産を譲渡し、又は担保に供することの認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。
一　譲渡し、又は担保に供する財産の内容及び予定価格（適正な対価を得てする売払い以外の方法により譲渡し、又は担保に供する場合にあっては、適正な見積価額）
二　譲渡し、又は担保に供する条件
三　譲渡し、又は担保に供する方法
四　譲渡し、又は担保に供しても法人の業務運営上支障がない理由

（償却資産の指定）
第二十条　知事は、法人が業務のため取得しようとしている償却資産について、その減価に対応すべき収益の獲得が予定されないと認められる場合は、その取得までの間に限り、当該償却資産を指定することができる。
2　前項の指定を受けた償却資産の減価償却については、減価償却費は計上せず、資産の減価額と同額を資本剰余金に対する控除として計上するものとする。

（除去費用等の指定）
第二十一条　知事は、法人が業務のため保有し、又は取得しようとしている有形固定資産に係る資産除去債務に対応する除去費用に係る費用配分額及び時の経過による資産除去債務の調整額（以下「除去費用等」という。）について、その除去費用等に対応すべき収益の獲得が予定されないと認められる場合は、当該除去費用等を指

定することができる。

２　前項の指定を受けた除去費用等については、減価償却費及び利息費用として計上せず、当該除去費用等の額と同額を資本剰余金に対する控除として計上するものとする。

（再就職者に係る届出を要する内部組織）

第二十二条　法第五十六条の二第一項の規則で定める内部組織は、現に存する理事長の直近下位の内部組織として知事が定めるもの（次項において「現内部組織」という。）であって再就職者（離職後二年を経過した者を除く。次項において同じ。）が離職前五年間に在職していたものとする。

２　直近七年間に存し、又は存している理事長の直近下位の内部組織として知事が定めるものであって再就職者が離職前五年間に在職していたものが行っていた業務を現内部組織が行っている場合における前項の規定の適用については、当該再就職者が離職前五年間に当該現内部組織に在職していたものとみなす。

（管理又は監督の地位）

第二十三条　法第五十六条の二第二号の管理又は監督の地位として規則で定めるものは、群馬県行政組織規則（昭和三十二年群馬県規則第七十一号）第十九条第一項に規定する課長以上の職に相当するものとして知事が定めるものとする。

（出資の認可の申請）

第二十四条　法人は、法第七十七条の三の規定により出資の認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

一　出資先の名称、代表者名及び主たる事務所の所在地（出資先が投資事業有限責任組合（投資事業有限責任組合契約に関する法律（平成十年法律第九十号）第二条第二項に規定する投資事業有限責任組合をいう。以下同じ。）である場合にあっては、当該投資事業有限責任組合の名称及び事務所の所在地並びに無限責任組合員の氏名又は名称及び住所又は主たる事務所の所在地）

二　出資に係る財産の内容及び評価額

三　出資を行う時期

四　出資を必要とする理由

五　その他知事が必要と認める事項

２　前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一　出資先の定款その他の基本約款（出資先が投資事業有限責任組合である場合にあっては、当該投資事業有限責任組合の組合契約書）又はこれに準ずるもの

二　出資先の貸借対照表、損益計算書その他の財務に関する書類

三　その他知事が必要と認める書類

（業務実績等報告書）

第二十五条　法第七十八条の二第二項に規定する報告書には、当該報告書が次の各号に掲げる報告書のいずれに該当するかに応じ、当該各号に定める項目ごとに自ら評価を行った結果を記載しなければならない。

一　法第七十八条の二第一項第一号に掲げる事業年度に提出する報告書　当該事業年度に係る年度計画に定めた項目

二　法第七十八条の二第一項第二号及び第三号に掲げる事業年度に提出する報告書　中期計画に定めた項目

（長期借入金の認可の申請）

第二十六条　法人は、法第七十九条の三第一項又は第二項の規定により長期借入金の借入れの認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

一　借入れを必要とする理由

二　長期借入金の額

三　借入先

四　長期借入金の利率

五　長期借入金の償還の方法及び期限

六　利息の支払の方法及び期限

七　その他知事が必要と認める事項

２　前項の申請書には、長期借入金の借入れにより調達する資金の使途を記載した書面を添付しなければならない。

（債券の発行の認可の申請）

第二十七条　法人は、法第七十九条の三第一項又は第二項の規定により債券の発行の認可を受けようとするときは、債券の募集の日の二十日前までに次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

一　発行を必要とする理由

二　地方独立行政法人法施行令（平成十五年政令第四百八十六号）第二十八条第三項第一号から第八号までに掲げる事項

三　債券の募集の方法

四　発行に要する費用の概算額

五　第二号に掲げるもののほか、債券に記載しようとする事項

２　前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一　作成しようとする債券の申込証

二　債券の発行により調達する資金の使途を記載した書面

三　債券の引受けの見込みを記載した書面

（償還計画の認可の申請）

第二十八条　法人は、法第七十九条の四の規定により償還計画の認可を受けようとするときは、法第二十七条第一項前段の規定により年度計画を届け出た後遅滞なく、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

一　長期借入金の総額及び当該事業年度における借入見込額並びにその借入先

二　債券の総額及び当該事業年度における発行見込額並びに発行の方法

三　長期借入金及び債券の償還の方法及び期限

四　その他知事が必要と認める事項

附　則

１　この規則は、平成三十年四月一日から施行する。

２　法人成立後最初の中期計画に係る第八条第一項の規定の適用については、同項中

「当該中期計画の期間の開始の日の三十日前までに」とあるのは、「法人の成立後遅滞なく」とする。

群馬県旅費支給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十年三月二十七日

群馬県知事　大澤正明

群馬県規則第十五号

群馬県旅費支給規則の一部を改正する規則

群馬県旅費支給規則（昭和三十八年群馬県規則第四十二号）の一部を次のように改正する。

別表第一大学教育職給料表の欄を削り、同表注中２を削り、３を２とし、４を３とし、５を４とする。

附　則

この規則は、平成三十年四月一日から施行する。

群馬県公有財産事務取扱規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十年三月二十七日

群馬県知事　大澤正明

群馬県規則第十六号

群馬県公有財産事務取扱規則の一部を改正する規則

群馬県公有財産事務取扱規則（昭和六十一年群馬県規則第九号）の一部を次のように改正する。

第二条第二号ハを削り、同条第三号イ中「（女子大学長及び県民健康科学大学長を除く。）」を削る。

第十条の表注中「並びに女子大学長及び県民健康科学大学長」を削る。

第四十九条に次の一項を加える。

２　前項において準用する第四十四条の規定にかかわらず、土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第三条各号に掲げる施設等の用に供するために地上権の設定により普通財産を使用させるときは、当該地上権の設定期間は、当該施設等が存続する期間とすることができる。

附　則

この規則は、平成三十年四月一日から施行する。

群馬県立女子大学学則を廃止する規則をここに公布する。

平成三十年三月二十七日

群馬県知事　大澤正明

群馬県規則第十七号

群馬県立女子大学学則を廃止する規則

群馬県立女子大学学則（昭和五十五年群馬県規則第十一号）は、廃止する。

附　則

この規則は、平成三十年四月一日から施行する。

群馬県立女子大学大学院学則を廃止する規則をここに公布する。

平成三十年三月二十七日

群馬県知事　大澤正明

群馬県規則第十八号

群馬県立女子大学大学院学則を廃止する規則

群馬県立女子大学大学院学則（平成六年群馬県規則第五十六号）は、廃止する。

附　則

この規則は、平成三十年四月一日から施行する。

群馬県保健師助産師看護師准看護師修学資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十年三月二十七日

群馬県知事　大澤正明

群馬県規則第十九号

群馬県保健師助産師看護師准看護師修学資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則

群馬県保健師助産師看護師准看護師修学資金貸与条例施行規則（昭和三十七年群馬県規則第六十五号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「、その一人は、県内に居住する者で」を削る。

第十条の二第一項中第七号を削り、第八号を第七号とし、同号の次に次の一号を加える。

八　介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第八条第二十七項に規定する介護老人福祉施設（以下「介護老人福祉施設」という。）

第十条の二第一項第九号中「（平成九年法律第百二十三号）」を削り、同条中第十一号を第十二号とし、第十号を第十一号とし、第九号の次に次の一号を加える。

十　介護保険法第八条第二十九項に規定する介護医療院（以下「介護医療院」という。）

第十条の二第二項第三号から第五号までを次のように改める。

三　介護老人福祉施設

四　介護老人保健施設

五　介護医療院

第十条の二第二項に次の一号を加える。

七　保健所

別記様式第一号の二（表）中「第３条第３号」を「第３条第４号」に改める。

別記様式第十七号及び別記様式第二十号から別記様式第二十二号までの規定中

「

決定番号	第　　号	第　　号
	第　　号	第　　号

」を

「※以下は修学生本人が記入してください。

決定番号	第　　号	第　　号
	第　　号	第　　号

」に改める。

附　則

1　この規則は、平成三十年四月一日から施行する。

2　この規則の施行の際現に改正前の規則の規定により作成されている用紙があるときは、改正後の規則の規定にかかわらず、当分の間、適宜補正して使用することができる。

群馬県立障害者リハビリテーションセンターの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十年三月二十七日

群馬県知事　大　澤　正　明

群馬県規則第二十号

群馬県立障害者リハビリテーションセンターの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

群馬県立障害者リハビリテーションセンターの設置及び管理に関する条例施行規則（昭和四十九年群馬県規則第九十一号）の一部を次のように改正する。

第三条の表生活介護の項中「百二十二人」を「百二十人」に改め、同表施設入所支援の項中「百六十四人」を「百四十人」に改め、同表自立訓練の項中「四十人」を「三十人」に改め、同表就労移行支援の項及び就労継続支援の項を削る。

附　則

この規則は、平成三十年四月一日から施行する。

群馬県立ふれあいスポーツプラザの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十年三月二十七日

群馬県知事　大　澤　正　明

群馬県規則第二十一号

群馬県立ふれあいスポーツプラザの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

群馬県立ふれあいスポーツプラザの設置及び管理に関する条例施行規則（平成三年群馬県規則第四十九号）の一部を次のように改正する。

第三条中「障害者等にあっては利用証を提示することにより、それ以外の者にあっては群馬県立ふれあいスポーツプラザ利用券（別記様式第二号）を購入すること」を「次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に掲げる方法」に改め、同条に次の各号を加える。

一　条例第八条第一項第一号から第三号まで及び第五号に規定する者　利用証の提示

二　六十五歳以上の者（前号に掲げる者を除く。）　利用証の提示及び群馬県立ふれあいスポーツプラザ利用券（別記様式第二号。以下「利用券」という。）の購入

三　前二号に掲げる者以外の者　利用券の購入

第六条第一項第一号中「若しくは高齢者」を削る。

別記様式第三号中「印」を「[illegible]」に改める。

附　則

1　この規則は、平成三十年十月一日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

2　群馬県立ふれあいスポーツプラザの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（平成三十年群馬県条例第三十号）附則第二項に規定する者に係る使用料の全部又は一部を免除する場合及びその場合における免除の額は、改正後の第六条第一項の規定の例による。

3　この規則の施行の際現に改正前の群馬県立ふれあいスポーツプラザの設置及び管理に関する条例施行規則の規定により作成されている用紙は、当分の間、適宜補正して使用することができる。

群馬県立ゆうあいピック記念温水プールの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十年三月二十七日

群馬県知事　大澤正明

群馬県規則第二十二号

群馬県立ゆうあいピック記念温水プールの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

群馬県立ゆうあいピック記念温水プールの設置及び管理に関する条例施行規則（平成九年群馬県規則第六十一号）の一部を次のように改正する。

第三条中「障害者等にあっては利用証を提示することにより、それ以外の者にあっては群馬県立ゆうあいピック記念温水プール利用券（別記様式第二号）を購入すること」を「次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に掲げる方法」に改め、同条に次の各号を加える。

一　条例第八条第一項第一号から第三号まで及び第五号に規定する者　利用証の提示

二　六十五歳以上の者（前号に掲げる者を除く。）　利用証の提示及び群馬県立ゆうあいピック記念温水プール利用券（別記様式第二号。以下「利用券」という。）の購入

三　前二号に掲げる者以外の者　利用券の購入

第六条第一項第一号中「若しくは高齢者」を削る。

附　則

1　この規則は、平成三十年十月一日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

2　群馬県立ゆうあいピック記念温水プールの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（平成三十年群馬県条例第三十一号）附則第二項に規定する者に係る使用料の全部又は一部を免除する場合及びその場合における免除の額は、改正後の第六条第一項の規定の例による。

群馬県国民健康保険事業費納付金の徴収に関する規則をここに公布する。

平成三十年三月二十七日

群馬県知事　大澤正明

群馬県規則第二十三号

群馬県国民健康保険事業費納付金の徴収に関する規則

（趣旨）

第一条　この規則は、群馬県国民健康保険条例（平成三十年群馬県条例第三十八号。以下「条例」という。）第十二条の規定に基づき、国民健康保険事業費納付金（以下「納付金」という。）の徴収に関し必要な事項を定めるものとする。

（納付金の徴収）

第二条　知事は、条例第八条の規定により算定した額の納付金を、二以上の納付期限を定め、一定の額に分割して徴収するものとする。

2　知事は、各市町村の納付金の額、各納付期限及び各納付期限ごとの納付額を定めたときは、別記様式により当該市町村の長に通知するものとする。

（納付金減算額）

第三条　国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令（昭和三十四年政令第四十一号。次項において「算定政令」という。）第十三条第一号の規定により県が定める額は、同号イに掲げる額とする。

2　算定政令第十三条第二号の規定により県が定める額は、同号イに掲げる額とする。

（委任）

第四条　この規則の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附　則

この規則は、平成三十年四月一日から施行する。

別記様式（規格Ａ４）（第２条関係）

国民健康保険事業費納付金決定通知書

第　　　　号
年　　月　　日

市町村長　様

群馬県知事　　　　　　印

　　　年度国民健康保険事業費納付金の額等を次のとおり決定したので、群馬県国民健康保険事業費納付金の徴収に関する規則第２条の規定により通知します。
　なお、国民健康保険事業費納付金は、別に発行する納入通知書により納付期限までに納付してください。

年度国民健康保険事業費納付金

期	一般納付金	後期高齢者支援金等納付金	介護納付金納付金	合計	納付期限
	円	円	円	円	年　月　日
	円	円	円	円	年　月　日
	円	円	円	円	年　月　日
	円	円	円	円	年　月　日
	円	円	円	円	年　月　日
	円	円	円	円	年　月　日
	円	円	円	円	年　月　日
	円	円	円	円	年　月　日
	円	円	円	円	年　月　日
	円	円	円	円	年　月　日
	円	円	円	円	年　月　日
	円	円	円	円	年　月　日
合計	円	円	円	円	

群馬県立県民健康科学大学学則を廃止する規則をここに公布する。

平成三十年三月二十七日

群馬県知事　大澤正明

群馬県規則第二十四号

群馬県立県民健康科学大学学則を廃止する規則

群馬県立県民健康科学大学学則（平成十六年群馬県規則第七十四号）は、廃止する。

附　則

この規則は、平成三十年四月一日から施行する。

群馬県立県民健康科学大学大学院学則を廃止する規則をここに公布する。

平成三十年三月二十七日

群馬県知事　大澤正明

群馬県規則第二十五号

群馬県立県民健康科学大学大学院学則を廃止する規則

群馬県立県民健康科学大学大学院学則（平成二十一年群馬県規則第三十九号）は、廃止する。

附　則

この規則は、平成三十年四月一日から施行する。

群馬県鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律関係手数料条例施行規則をここに公布する。

平成三十年三月二十七日

群馬県知事　大澤正明

群馬県規則第二十六号

群馬県鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律関係手数料条例施行規則

（趣旨）

第一条　この規則は、群馬県鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律関係手数料条例（平成十二年群馬県条例第五十三号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（手数料の免除）

第二条　条例第四条の規定による手数料の全部又は一部の免除は、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号。以下「法」という。）第四十一条の規定により狩猟免許を申請する者が、次の各号のいずれにも該当するときに行うものとする。

一　当該申請により法第三十九条第二項に規定するわな猟免許（以下「わな猟免許」という。）を受けようとする者であること。

二　当該申請に係る狩猟免許試験を受験する日において、二十歳未満の者であること。

２　前項の手数料の免除を行う場合における免除の額は、わな猟免許の申請に係る手数料の全部の額とする。

３　第一項の手数料の免除を受けようとする者は、手数料免除申請書（別記様式）を知事に提出しなければならない。

附　則

この規則は、平成三十年四月一日から施行する。

別記様式（規格Ａ４）（第２条関係）

手　数　料　免　除　申　請　書

年　　月　　日

群馬県知事　あて

申請者　住所
氏名
（記名押印又は署名）
電話

群馬県鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律関係手数料条例第４条の規定により、次のとおり手数料の免除を受けたいので申請します。

１　免除事項及び免除を申請する理由

受けようとする狩猟免許の種類	
受験日	年　　月　　日
生年月日	年　　月　　日　生
申請する理由	受験日における年齢が　　歳であるため

２　免除額
円

３　その他特記事項

注　生年月日が確認できる書類（住民票、運転免許証、健康保険証又は学生証の写し等）を添付すること（当該書類の提示を行うことでも足りる。）。

主要農作物種子法の実施に関する条例施行規則を廃止する規則をここに公布する。

平成三十年三月二十七日

群馬県知事　大澤正明

群馬県規則第二十七号

主要農作物種子法の実施に関する条例施行規則を廃止する規則

主要農作物種子法の実施に関する条例施行規則（平成十年群馬県規則第五十八号）は、廃止する。

附　則

この規則は、平成三十年四月一日から施行する。

■ 訓令

群馬県訓令甲第一号

総務部
行政県税事務所
自動車税事務所

行政県税事務所及び自動車税事務所県税事務検査規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成三十年三月二十七日

群馬県知事　大澤正明

行政県税事務所及び自動車税事務所県税事務検査規程の一部を改正する訓令

行政県税事務所及び自動車税事務所県税事務検査規程（平成十七年群馬県訓令甲第三号）の一部を次のように改正する。

第四条第三号中「犯則取締り」を「犯則事件の調査及び処分」に改める。

附　則

この訓令は、平成三十年四月一日から施行する。

毎週火、金曜日発行
発　行　群　馬　県
群馬県前橋市大手町一丁目１番１号
電話　027-223-1111